

JA小松市からのお知らせです！

消費税を適正に申告しましょう！

消費税（簡易課税・本則課税）の申告方法が変わりました！

- ・ これまでは消費税が1つ（8%）しかなかったため、JAからの収入と費用を差し引きした金額を『課税売上』とし、申告しておりました。
- ・ 消費税法改正（2019年10月）以降は、消費税が2つ（10%と軽減8%）になりました。
- ・ 農業者の場合、農産物の販売代金（仮渡金・精算金含む）にかかる消費税はほとんどが軽減8%である一方、農産物を作るために必要な生産資材や農協への手数料等にかかる消費税は10%となります。
- ・ このため、消費税法改正前のような、農協への委託販売手数料等を差し引いた申告（消費税）が出来なくなりました。
- ・ これからは、販売代金（軽減8%）を『課税売上』、生産資材・JA手数料等（10%）は『課税仕入』として申告が必要です。

【例】

- ・ 農業者は1, 100万円の農産物販売をJAに委託
- ・ JAは120万円の手数料等を徴収して農業者へ精算

<軽減税率導入前（令和元年9月末まで）>

課税売上高 980万円（1, 100万円－120万円）
（消費税課税事業者ではなかった）

<軽減税率導入後（令和2年産以降）>

課税売上高 1, 100万円

課税仕入高 120万円

重要

課税事業者になってしまう
(届け出が必要)

重要

5,000万円を超えると簡易課税制度が利用できなくなってしまう(届け出が必要)

※裏面もご覧下さい。

<収入の部>

【課税売上とするもの】 コシヒカリ1等の場合
 令和3年産の仮渡金10,600円、2年産の追加精算なし・最終精算なし・JA直売米最終精算なし(計10,600円…①)
 (これまでの消費税申告時に使われた金額で、通帳に入金された金額)

+

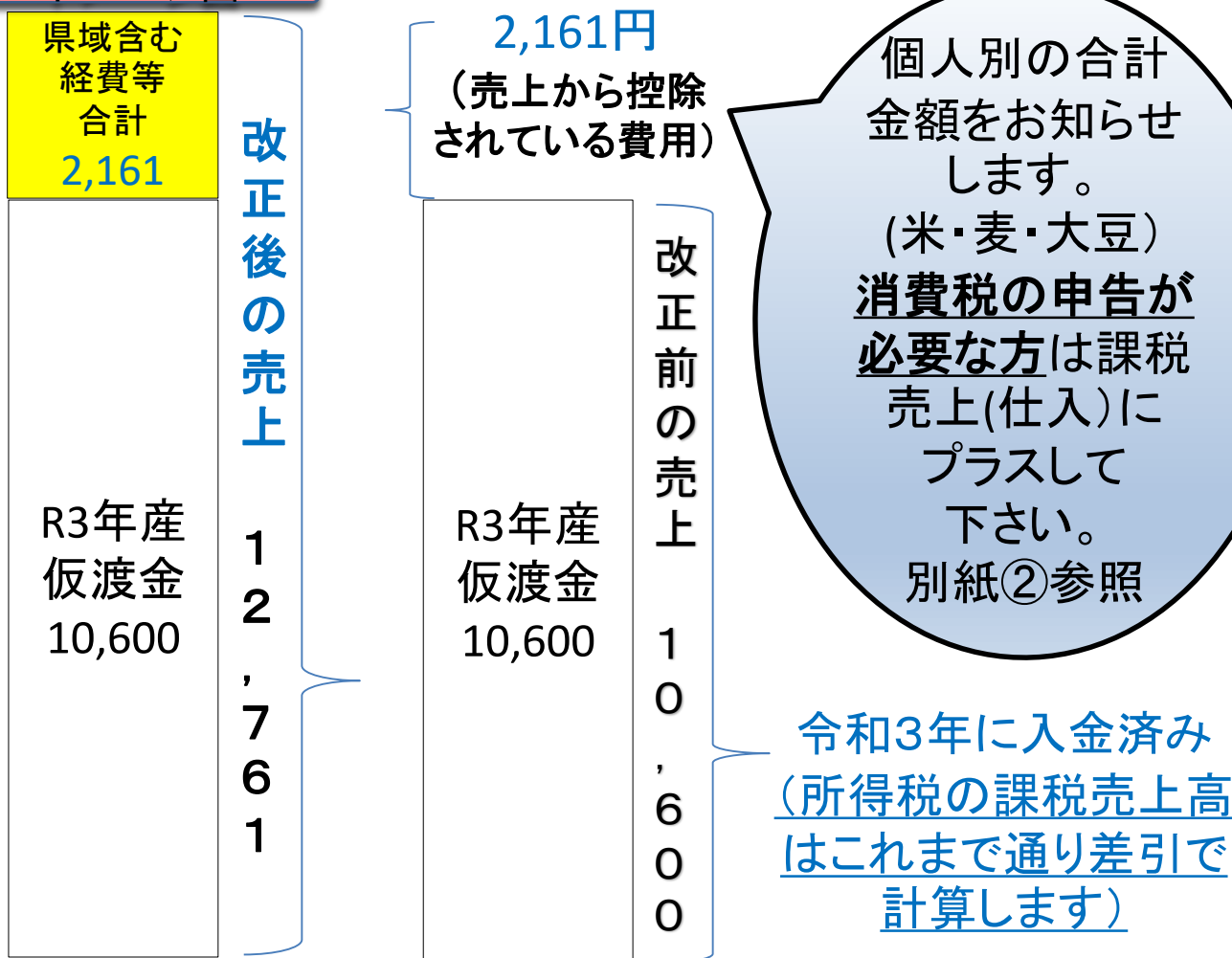
令和2年産の最終精算において控除された集荷・流通・販売手数料等の費用の合計
 (例: 2年産コシヒカリ1等は2,161円/俵: 税率8%…②)

※上記①と②の合計12,761円/1俵が消費税申告時に用いる金額となります。
 (簡易課税・本則課税共通で適用、等級・品種等により金額は異なります)

<支出の部>

【課税仕入とするもの】 コシヒカリ1等の場合
 令和2年産の最終精算において控除された集荷・流通・販売手数料等の費用の合計
 (例: 2年産コシヒカリ1等は2,161円/俵: 税率10%)
 (本則課税制度の方のみ適用、等級・品種等により金額は異なります)

イメージ図



<お問い合わせ>

JA小松市 営農部担い手対策室 TEL:23-4053